

要保護児童と要支援児童についての説明

要保護児童について

【定義】

要保護児童は、児童福祉法に基づいた保護的支援を要する児童で、児童福祉法第6条の3第8項に定義されています。

児童福祉法の条文では、「**保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童**」と記されています。

具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれます。

通告を受け、状況等を確認した結果、緊急性や要保護性が高いと判断された場合は一時保護の対象となる場合もあります。

その際は、子ども家庭支援センターや児童相談所が中心となり各関係機関が連携して支援を行っています。

要支援児童について

【定義】

要支援児童は、児童福祉法に基づいた養育上の支援を要する児童で、児童福祉法第6条の3第5項に定義されています。

児童福祉法の条文では、「**保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第8項に定める要保護児童に該当するものを除く）**」と記されています。

児童福祉法によると、市町村（子ども家庭支援センター）は、要支援児童に対して、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うと定められています。要保護児童対策地域協議会の支援対象とするようにも定められており、福生市でも子どもに関する各関係機関が連携し、支援を行っています。

特定妊婦について

【定義】

特定妊婦は、児童福祉法第6条の3第5項に定義されており、「**出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦**」のことをいいます。

具体的には妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦で、経済基盤が不安定、家族構成が複雑、親の知的障害や精神的障害などで育児困難が予想される場合などがあります。